

# 審 査 の 対 象 及 び 手 続

## 1 審査の対象

平成 27 年度の一般会計及び特別会計（15 会計）

## 2 審査の手続

地方自治法（以下「法」という。）第 233 条第 2 項の規定に基づき、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書など提出された書類について審査した。

なお、大阪府財政運営基本条例（以下「条例」という。）第 25 条第 3 項に基づき、大阪府財務諸表作成基準によって作成された財務諸表を審査に当たり参考とした。

審査は、以下の手続によって実施した。

- (1) 決算計数の正確性を確認するため、財務会計システムによって作成された歳入額及び歳出額と歳入歳出決算書の照合を実施した。また、必要に応じ関係部局から説明を求めた。
- (2) 現金残高の实在性、収入額及び支出額の正確性を確認するため、例月現金出納検査時に現金残高、収入額及び支出額と指定金融機関の残高証明書との照合を実施した。
- (3) 予算執行手続、収入及び支出に係る事務並びに財産の取得、管理及び処分に関する手続が、関係法令に照らして適正に処理されているかについては、本庁定期監査において確認した。

# 審 査 の 結 果

平成 27 年度の一般会計及び特別会計の決算について、上述の手続を実施した限りにおいて、決算計数は正確であり、現金残高、収入額及び支出額は指定金融機関の証明書と一致しているものと認めた。

また、予算執行手続、収入及び支出に係る事務並びに財産の取得、管理及び処分に関する手続は、本庁定期監査によって検出された事項を除き、関係法令に照らして、おおむね適正に処理されているものと認めた。

なお、本庁定期監査によって検出された事項については、「定期監査の結果」として本年 9 月 26 日に報告したとおりである。

# 意見

審査の結果に添えて、ここに意見を記載する。

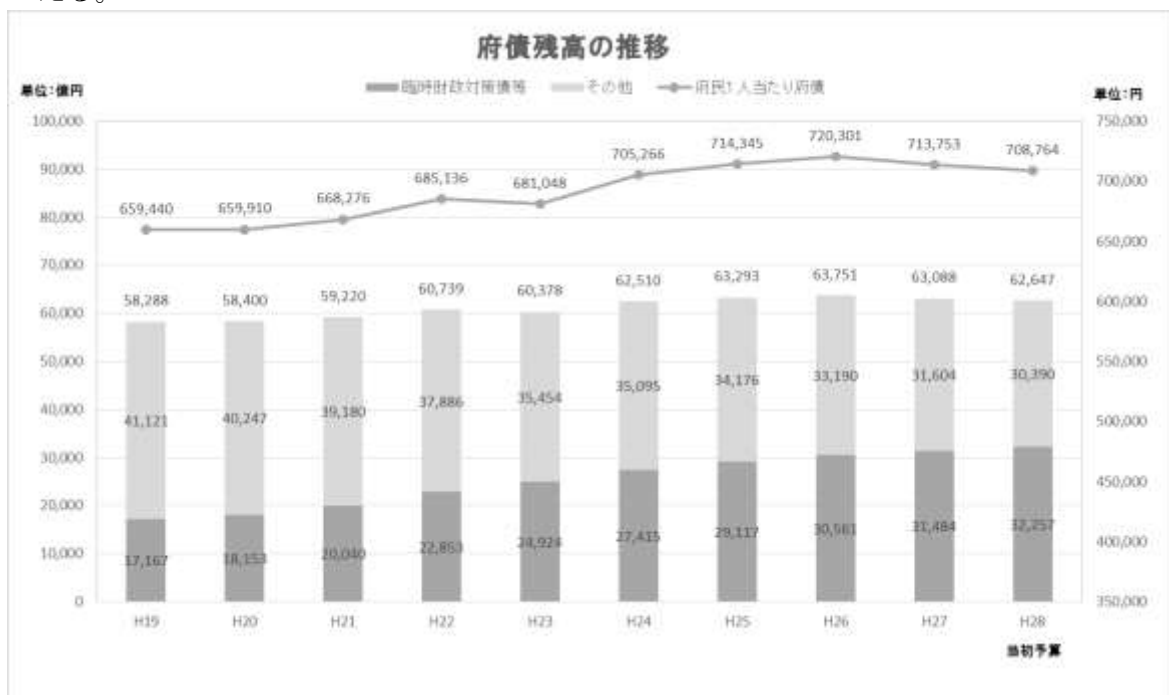
意見とは、決算審査の過程において発見された事項や課題を勘案し、大阪府の組織及び運営の合理化に資する事項等について、監査委員が必要と認めて記載したものである。

なお、府では平成 23 年度から新公会計制度を導入している。決算審査の参考とした財務諸表については、別途「新公会計制度による財務諸表に関する監査委員の報告書」を作成している。

## 1 財政収支の状況について

平成 27 年度の一般会計及び特別会計の実質収支の合計は 150 億円となった（前年度 119 億円）。前年度に引き続き黒字となり、対前年比 31 億円増加した。また、地方公営企業会計に係る収支を除いた普通会計ベースでの実質収支は 91 億円となった。前年度に引き続き黒字となり、対前年比 25 億円増加した。

また、平成 27 年度末の一般会計及び特別会計に関する府債残高は 6 兆 3,088 億円で、対前年比 663 億円減少し、その結果、府民 1 人当たり府債残高は 713,753 円と、対前年比 6,548 円の減少となった。府債残高、府民 1 人当たり府債残高ともに昨年度と比べ減少しているものの、将来の償還財源の確保を考えた場合、財政状況は非常に厳しいといえる。



「財政のあらまし」（平成 28 年 6 月）及び「平成 27 年国勢調査 大阪府の人口及び世帯数（速報）」（平

成 27 年 10 月現在) より作成

※「臨時財政対策債等」は、臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債及び減収補填債の残高の合計である。

※平成 19 年度から 26 年度は決算額、平成 27 年度は最終予算額及び平成 28 年度は当初予算額をそれぞれ記載している。

※平成 28 年度の人口は公表されていないため、簡便的に平成 27 年度の数字を用いて府民 1 人当たり府債を計算した。

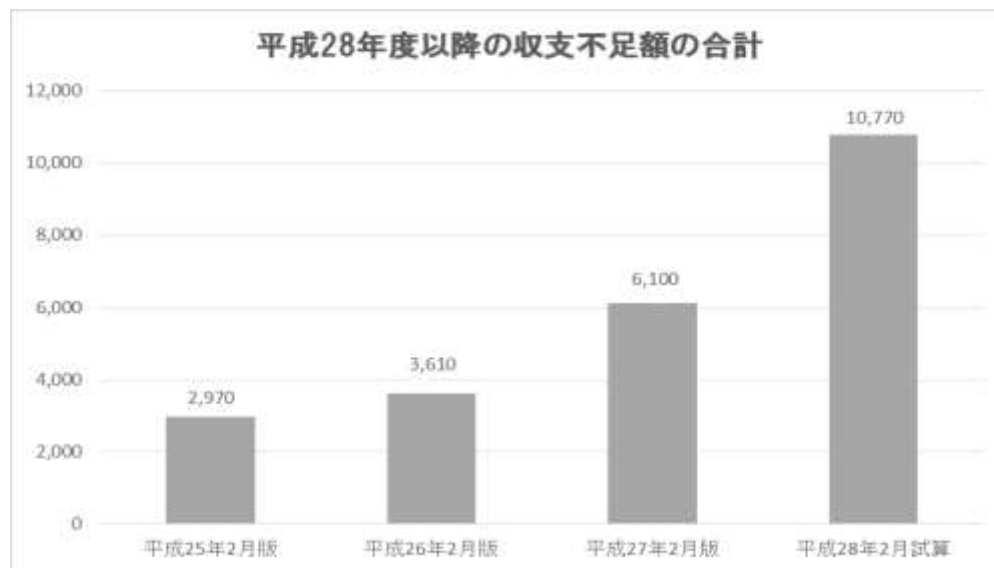
一方、府は平成 20 年度に策定した「財政再建プログラム (案)」以降、「将来世代に負担を先送しない」、「収入の範囲内で予算を組む」という基本方針のもと、持続可能な行財政構造への転換を進めているが、平成 27 年 2 月には、それまでの改革の取組みを継承・発展させつつ、「強い大阪」の実現をめざし、自律的な行財政マネジメントや新たな発想・視点からの行政展開を軸に、今後の府の行財政運営改革の基本方針を示すものとして、「行財政改革推進プラン (案)」を公表している。

「行財政改革推進プラン (案)」では、今後の収支不足への対応については、引き続き、事務事業の見直しをはじめ、歳出抑制、歳入確保全般について、これまでの改革の視点と取組みを継承しつつ、徹底した精査・見直しに取り組むとともに、さらなる歳入確保に努めること等により、要対応額の縮減を図りつつ、毎年の税収動向や、地方財政対策などを見極めながら、予算編成における取組み等を通じて的確に対応していくとしている。

平成 28 年 2 月版財政状況に関する中長期試算 (以下、「粗い試算」という。) では、平成 28 年度当初予算が財政調整基金からの取崩しなど 780 億円の財源対策を行い予算編成したものの、税制改正による税収の減、地方交付税の減、年金一元化に伴う事業主負担増等による人件費の増などに伴い、前年度の試算より収支見通しは大幅に悪化し、平成 31 年度まで 700 億円を超える収支不足が続き、さらにその後も平成 36 年度までは 500～700 億円規模の収支不足となる試算結果となった。

また、収支不足の解消年度は平成 27 年 2 月の試算時には平成 44 年度であったが 3 年延長されている。

(単位：億円)



「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」(平成25年2月版、平成26年2月版、平成27年2月版、平成28年2月版)より作成

定期監査において確認された収支不足額の悪化の要因は以下のとおりである。なお、府民への説明責任の観点からは、粗い試算が前年度までの試算と大きく乖離する場合には、その要因や影響額についてはよりわかりやすい情報開示が必要である。

上記収支不足額が大幅に拡大した要因の各項目の内容と影響額は、財政課の説明によると以下のとおり。

○税制改正による税収の減 通年ベースで 90 億円程度の減

法人府民税の一部の国税化、地方法人特別譲与税が廃止され、法人事業税への復元、法人事業税交付金の創設により、平成29年度以降に税収が減少することになる。

○交付税等の減 税収の減少などによる、交付税等の増額と相殺される要因を除くと、平成27年2月版における試算よりも 150 億円程度の減

大都市圏特有の行政需要や今後の社会保障関係経費の増加などに対応する交付税等の増加を見込んだが、平成28年度当初予算編成過程において、これを見込めなかったことなどによる。

○年金一元化に伴う事業主負担増等による人件費の増 250 億円から 300 億円増

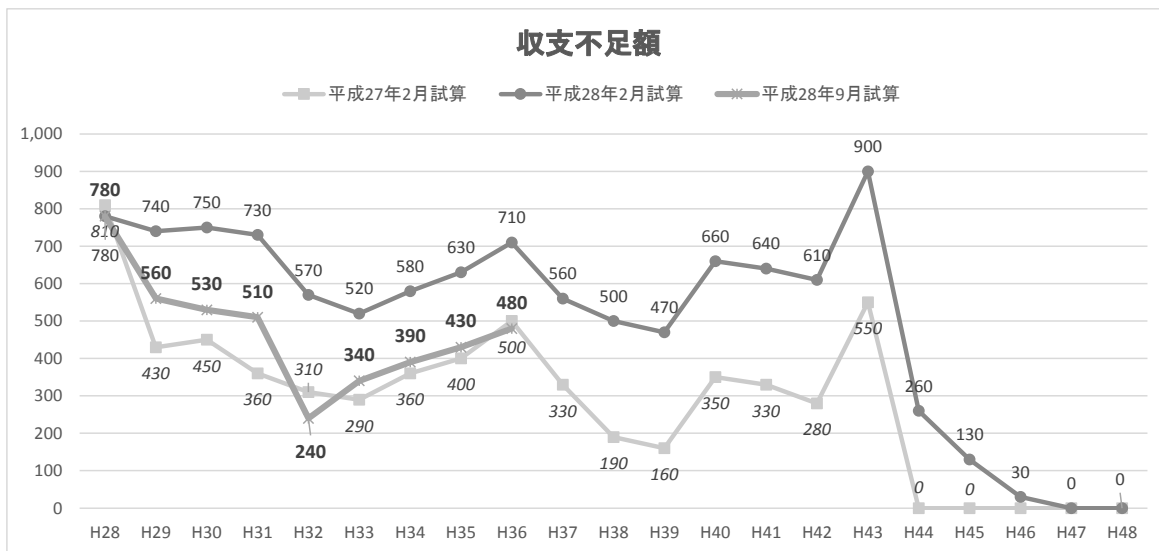
年金一元化に伴う事業主負担増による人件費の増 (50 億円程度の増)

平成27年度の人事委員会勧告を反映させるとともに、給与水準の将来推計に物価上昇を反映 (200 億円から 250 億円程度の増)

上記のとおり、平成28年2月の粗い試算においては、大幅な収支不足により、財政

調整基金が枯渇し、平成 29 年度当初予算編成がきわめて厳しい状況となることが予想されたため、府では、4 月より収支改善方策の検討に着手し、平成 28 年 9 月 8 日に「当面の財政運営の取組み（素案）」（以下、「当面の取組み」という。）を公表している。

（単位：億円）



「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」（平成 28 年 2 月）、当面の財政運営の取組み（素案）（平成 28 年 9 月）より作成

※ 当面の財政運営の取組み（素案）（平成 28 年 9 月）における収支不足額の試算は平成 36 年度までとなっている。

当面の取組みによると、平成 29 年度においては活用可能な財政調整基金残高（914 億円）が収支不足額（560 億円）を上回る見通しであるが、500 億円規模の収支不足が平成 31 年まで続く試算であり、依然として厳しい見通しとなった。

そのような状況に対し、「歳入の確保、歳出の見直し」や「財政運営上の対応・取組み」を行うと共に、残る収支不足については、「予算編成・執行を通じた取組み等」によって対応していくこととした。

（単位：億円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
収支不足見込額（H28/9 月仮試算）	560	530	510
歳入の確保・歳出の見直し	10	45	25
財政運営上の対応・取組み	125	135	75
予算の編成・執行を通じた取組み等	425	350	410

## 2 財政上の課題について

依然として厳しい取組みが求められている府の財政状態を踏まえ、以下において財政上の課題を整理した。

### (1) 財政調整基金積立目標額の確保

財政調整基金については、財政運営基本条例に基づき決算剰余金の2分の1を積み立てるとともに、税収の急減、災害等の発生等の将来リスクを想定し、平成36年度末時点の積立目標額を1,450億円と設定している。当該目標額に対する直近3か年の年度末残高及び平成28年度末残高の見込額は以下のとおりである。

(単位：億円)

基金残高				目標額
平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末 (見込)	平成36年度末
1,500	1,612	1,602	914	1,450

平成27年度普通会計決算見込みの概要、当面の財政運営の取組み(素案)(平成28年9月)により作成

平成27年度は前年度の決算剰余金39億円の2分の1を積み立てたうえで、最終的に30億円を取り崩し、年度末時点の基金残高は1,602億円となった。また、平成28年度においては、平成27年度の決算剰余金の2分の1である27億円を積み立てるも、社会保障関係経費や公債費等が増加したことなどによる財源対策として財政調整基金を715億円(平成28年9月補正。なお、当初予算取崩額は710億円であった。)取り崩すことが見込まれており、平成28年度末の当該基金残高は914億円となる見込みである。

なお、当面の取組みにおいては、現時点の見通しとして、平成29年度の試算上の収支不足額は560億円と試算され、財政調整基金の平成28年度末残高の見込額914億円を下回る見込みとなっている(下記、「(参考)財政調整基金残高と試算上の収支不足額」参照)。

#### (参考) 財政調整基金残高と試算上の収支不足額

	財政調整基金の年度末残高の見込額			試算上の収支不足額
	平成27年度	平成28年度		平成29年度
平成28年2月時点	1,254	544	<	740
平成28年9月時点	1,602	914	>	560
改善額	348	370		180

今後、収支不足に対しては、予算の編成・執行を通じた取組み等で対応していくこととされている。予算編成過程において当面の取組に掲げた取組例などについて検討・具

体化を進めても、なお収支不足額が生じる場合には、財政調整基金を取崩すことが想定されている。引き続き柔軟性のある適切な予算編成・執行を通じた取組み等により将来リスクに備えた基金の造成に取り組む必要がある。

(2) 減債基金の積立不足額 2,207 億円（平成 28 年度当初予算後）の復元

大阪府の過去の財政運営においては、多額の財源不足を補い、財政再建団体転落を避けるための手法として、減債基金等から借入れを実施した。（平成 13 年度から平成 19 年度の間、減債基金から 5,202 億円の借入れ）

そのため、減債基金残高が府の償還計画（積立ルール）に基づいて積み立てておくべき額に比べて不足し、平成 21 年度から減債基金への復元（返済）を実施している。

（単位：億円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A 年度当初の減債基金の積立不足額	△3,174	△2,782	※1 △2,483
B 当初予算で措置される積立額	280	280	276
C 当初予算後の減債基金の積立不足額 (A-B) ※2	△2,895	△2,502	△2,207
D 将来年度に復元を見込んでいる額※3	2,895	2,502	2,207
E 将来年度に復元を見込めていない額 (C-D)	—	—	—

「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」（平成 26 年 2 月版、平成 27 年 2 月版、平成 28 年 2 月版）、  
「府債の状況（平成 27 年度決算全会計ベース）」より作成

※1 うち、臨時財政対策債等 847 億円、その他 1,636 億円。

※2 平成 26 年度は決算剰余金で 112 億円を復元し年度末の減債基金の積立不足額は△2,782 億円となった。また、平成 27 年度は決算剰余金で 19 億円を復元し、年度末の減債基金の積立不足は△2,483 億円となった。

※3 平成 26 年 2 月版は 11 年間（平成 27 年度から平成 37 年度）で 2,895 億円（平成 27 年度から平成 36 年度まで毎年 280 億円、平成 37 年度は 100 億円）、平成 27 年 2 月版は 9 年間（平成 28 年度から平成 36 年度）で 2,502 億円（平成 28 年度から平成 35 年度まで毎年 280 億円、平成 36 年度は 270 億円）、平成 28 年 2 月版は 8 年間（平成 29 年度から平成 36 年度）で 2,207 億円（平成 29 年度から平成 35 年度まで毎年 280 億円、平成 36 年度は 250 億円）の復元を見込んでいる。

「当面の取組み」では、平成 36 年度までに復元が完了する目標であり、直近において公表されている「粗い試算」（平成 28 年 2 月）における考え方と同様である。引き続き

き計画的に復元できるよう留意が必要である。

(3) 臨時財政対策債等の償還のための自主財源の確保

臨時財政対策債等の償還のために確保すべき自主財源の額は、以下のとおりである。

(単位：億円)

	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
臨時財政対策債等の償還財 源を自ら確保すべき額			
基準財政需要額算入対象 外の金額	1,870	1,766	1,669
府の償還ペースと国の算 入における償還ペースの 違いによる差	2,855	2,819	2,787
臨時財政対策債等に関す る減債基金の積立不足額	1,083	949	847
合計	5,808	5,534	5,303

「府債の状況（平成 27 年度決算全会計ベース）」より作成

臨時財政対策債等は、税や交付税の代替として発行した府債（臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債）の合計であり、その元利償還金の主なものについては、後年度の普通交付税の基準財政需要額に全額算入される。

一方、減収補填債の発行額の一部など基準財政需要額の算入対象外となっている額については、償還のための自主財源を確保する必要があり、その額は平成 27 年度末では 1,669 億円となっている。前年度末と比べると 97 億円の減少となっている。

また、国の基準財政需要額算入ルールと府の償還（積立）ルールには乖離があり、おおむね国の算入時期の方が府の減債基金への積立時期に比べ早くなっていた。そのため、既に交付税措置された額について、府債を償還する財源として減債基金に積み立てずに他の目的で支出した場合には、償還のための自主財源を確保する必要があり、その額は平成 27 年度末では 2,787 億円となっている。前年度末と比べると 32 億円の減少となっているが、これは平成 25 年度以降に新規発行した府債について府の償還ルールの見直しが行われ、国の算入ルールより早くなったことによるものである。

さらに、臨時財政対策債等の府の償還（積立）ルールに基づく減債基金の積立額は、過去の借入れにより積立不足となっている額について、償還のための自主財源を確保する必要があり、その額は平成 27 年度末では 847 億円となっている。前年度末と比べると 102 億円の減少となっているが、これは復元積み立てを行なったことや決算剰余金等が編入されたことによるものである。



以上から、臨時財政対策債等の償還のために確保すべき自主財源の額は、単純に合計すると平成 27 年度末で 5,303 億円と多額ではあるものの、前年度に比べて減少が見受けられた。このうち、府の償還ルールと国の算入ルールの違いによる差 2,787 億円と臨時財政対策債等に関する減債基金の積立不足額 847 億円については、将来世代への負担の先送りと考えられ、適切な対応が求められる。

(4) 平成 13 年度以前に新規発行した府債の最終償還時に必要となる額

「世代間負担の公平性」の観点からは、毎年度の府債償還額を平準化することが望ましいと考えられる。しかし、平成 13 年度以前に新規発行した府債は、30 年目の最終償還時に当初借入額の 22.7%の一般財源が必要となるルールで減債基金が積み立てられてきたため、多額の将来負担が生じる。

最終償還時に必要となる額（理論値）は平成 31 年度以降それぞれ以下のとおりである。

(単位：億円)

発行年度	発行額		最終償還年度	最終償還額 (A)×22.7%
		うち民間資金(A)		
平成 1 年度	859	475	平成 31 年度	108
平成 2 年度	1,007	429	平成 32 年度	97
平成 3 年度	1,046	444	平成 33 年度	101
平成 4 年度	2,829	1,333	平成 34 年度	303
平成 5 年度	4,743	3,026	平成 35 年度	687
平成 6 年度	4,299	3,772	平成 36 年度	856
平成 7 年度	5,634	4,585	平成 37 年度	1,041
平成 8 年度	3,975	3,570	平成 38 年度	810
平成 9 年度	3,899	2,114	平成 39 年度	480
平成 10 年度	3,708	3,032	平成 40 年度	688
平成 11 年度	3,392	2,592	平成 41 年度	588
平成 12 年度	3,289	2,153	平成 42 年度	489
平成 13 年度	3,356	3,206	平成 43 年度	728
平成 14 年度※	3,168	731 2,002	平成 44 年度	166
			平成 44 年度	2
平成 15 年度	3,361	2,981	平成 45 年度	3

(出典)「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」(平成 24 年 7 月版)より作成

※ 民間資金のうち 731 億円は、平成 13 年度出納整理期間に発行したものであり最終償還時に 22.7%が必要である。

(5) 実質公債費比率の推移及び将来試算

実質公債費比率の推移は以下のとおりである。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実質公債費比率の実績	18.1%	19.0%	19.0%	19.4%

大阪府 HP「主要財政指標の推移」より作成

(注) 実質公債費比率とは、財政健全化法に基づく指標で、標準的な財政規模に対する実質的な公債費相当額の占める割合の過去 3 年間の平均のこと。当該比率が 25%以上になると「財政健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる。なお、地方財政法上、当該比率が 18%以上となると起債は許可制となり、公債費負担適正化計画の自主的策定が要請される（この計画を前提に起債が許可される。また、25%以上の自治体については起債制限があり、35%以上の自治体についてはさらにその制限の程度が厳しくなる。）

平成 27 年度は 19.4%と前年度と比べ 0.4%高くなっている。地方財政法上、公債費負担適正化計画の自主的策定が要請され、起債も許可制とされる 18%を超える水準が続いている。

また、実質公債費比率の将来試算について、平成 27 年 2 月の「粗い試算」と平成 28 年 2 月の「粗い試算」を比較すると、以下のとおりである。



「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」（平成 27 年 2 月版、平成 28 年 2 月版）より作成

平成 28 年 2 月の試算では、平成 27 年 2 月の試算と比較すると 20%を超える実質公債費比率は認められない。平成 30 年度まで 19%台で推移し、平成 32 年度以降は 18%未満で推移する結果となった。推移の傾向は前回試算と同様である。

なお、比率は平成 28 年 2 月試算の方が低い結果となったが、以下のように比率算定の基礎である公債費が減少していることに起因していると思われる。

【平成28年2月版と平成27年2月版の財政収支の推計の差の年平均額<H28~H47年度>】

区分		年平均額（億円）
歳入	府税・地方法人特別譲与税	▲415.0
	交付税等（臨財債、減収補填債含む。）	202.4
	一般歳入	▲97.0
	特定財源	▲362.9
	歳入合計	▲672.4
歳出	人件費	319.2
	社会保障関係経費	227.2
	公債費	▲313.4
	税関係歳出	▲155.9
	投資的経費	29.0
	一般施策経費	▲496.2
	歳出合計	▲390.2
差引額		▲282.2

実質公債費比率の推移は減少傾向にあるが、収支不足への対応として、今後、財源対策により地方債が発行された場合、公債費が上昇する可能性があることから、実質公債費比率の推移には留意する必要がある。

以上のように、税制改正や地方財政対策等の影響により、平成 28 年 2 月の粗い試算では収支不足額が大幅に悪化する結果になったことを受け、同年 9 月にその対応策を検討した結果、財政調整基金残高が収支不足額を下回る事態は回避され、減債基金の積立不足額はこれまでの試算のとおり平成 36 年度に解消される見込みとなっている。

また、実質公債費比率も平成 27 年 2 月試算では平成 37 年度には 18%になっていたが、平成 28 年 2 月試算では平成 32 年度に 18%を下回る試算であり、府の財政状況に係る課題は将来に向かって改善するものとなっている。ただし、将来の財政収支は推計によるものであり、実際の財政収支は今後の社会経済情勢や収支不足への取組み状況によって

大きく変わることも有り得る。今後、負担が増えることが見込まれる社会保障関係経費など、府が将来に大きな財政上の課題を抱えていることに変わりはないため、今後も逼迫した財政の状況を的確に捉え、引き続き財政の健全化に取り組む必要がある。

### 3 将来の財政に影響を与える事項について

大阪府財政運営基本条例には府にとって財政リスクを伴う事業については、適切な対応を要することが求められている。

第9条 府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク（※）の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

※「財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象」（第2条）

第9条第2項 府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。なお、財政上の損失の発生が避け難いと思込まれる場合は、その拡大を防止し、財政に与える影響を抑制するために、適当な時期において事業の実施に係る手法の変更、事業の中止その他の適切な措置を講ずるものとする。

これを踏まえて、府の財政に重要な影響を与える可能性のある以下の事項については、監査上も引き続き注視するものとする。

#### (1) 粗い試算における大阪府ファシリティマネジメント基本方針の取扱い

平成27年11月に策定された「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」では、建物の更新・修繕等の費用について平成27年度当初予算では260億円である一方、平成28年度からの10年間に要する建物の更新・修繕等の費用を機械的に試算すれば、50年更新の場合は年平均約1,012億円、これを70年更新に延ばしても年約391億かかるとされている。

平成28年2月版の粗い試算における建物の更新や修繕等の費用については、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」で試算した数値は用いられていない。

また、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」における試算は、大阪府が現在保有している施設を現状維持し、70年経過した段階で全て建替えていくことを前提として、機械的に試算したものであり、平成28年度から3年間で、長寿命化と総量最適化・有効活用の取組を進め、中長期保全計画及び修繕実施計画を策定する中で明らかになる

ため、修繕・更新等の費用を精査した上で、粗い試算に適切に反映していく方針である。  
これを踏まえて府の中長期の財政収支に適切に反映していく必要がある。

(2) 財団法人大阪府産業基盤整備協会解散に伴う第三セクター等改革推進債について

財団法人大阪府産業基盤整備協会（出捐率 100%）は、単年度貸付（注）を解消するという方針のもと、府からの借入金を法人所有の資産により代物弁済を行ったうえで、平成 24 年度末に解散した。解散に伴い、府は第三セクター等改革推進債を 110 億 7,800 万円発行した。

代物弁済の対象となった賃貸事業用土地は借入金の担保として設定されていた産業団地（テクノステージ和泉及び津田サイエンスヒルズ）であり、実態として地方債の発行によってこれらの資産を取得したことになる。

法人解散後は産業団地の運営を府が承継し、賃貸借契約が満了する平成 37 年まで事業を継続し、その後は時価で売却する予定である。

ただし、賃貸借契約期間内に土地の買取りを希望する企業に対しては、一定条件のもとその要請に応じており、平成 28 年 9 月末現在合計 66 億 1,205 万円（帳簿価額）の土地が 64 億 6,483 万円で売却されている（承継時 43 区画中 25 区画、売却差損累計 1 億 4,722 万円）。

府は、産業団地入居者への対応や賃料の収入事務、それに付随する債権管理などの事務を承継したことから、引き続きそれら事務に適切に対応するとともに、未だ売却されていない土地 44 億 6,593 万円（承継時 18 区画、帳簿価額）の時価の変動による府の財政負担について留意し、賃貸借契約途中の売却、契約満了時における処分に向けた具体的な対応について引き続き検討が必要である。

（注）法人は年度末に金融機関から借入れを行い、大阪府からの貸付けをいったん全額返済するものの、翌期首には再度大阪府が法人へ貸付けを行い、金融機関へ返済するといったように、毎年度反復・継続的に貸付けと償還を繰り返していた。大阪府の貸付けは実質的には長期化していたと考えられる。

(3) まちづくり促進事業会計について

まちづくり促進事業会計（公営企業会計）は、平成 15 年に設置された会計であり、地域整備事業会計において造成した土地を買取り、定期借地事業を行っている。同会計では、土地の購入に際し起債しており、償還には土地売却収入を充当する仕組みである。

平成 27 年度はりんくうタウンの定期借地事業者に対して、簿価 16 億 5,800 万円（取得価額 30 億 6,431 万円、平成 26 年度において減損損失を 14 億 649 万円計上）の土地を、13 億 1,400 万円で売却している。その結果、3 億 4,400 万円の売却損が計上されている。

現状、保有している土地の取得価額は 1,213 億円（帳簿価額は 1,135 億円）であり、評価額は 759 億円であり、454 億円の含み損が発生している。これについては、府の将来収支に影響を与える事項として財政調整基金の積立目標額に 428 億円（平成 26 年度末試算、3 年ごとに見直し）を含めている。平成 28 年 2 月試算では売却見込分の差損額 40 億円は中長期試算に反映している。

今後も売却時の状況によっては、大阪府に財政負担が発生する可能性があるため、まちづくり促進事業の運営や経済の動向等に留意を要する。

#### 平成 27 年度末有形固定資産（土地）明細

（単位：百万円）

資産の種類		取得価額	評価額	評価差額	(参考) 帳簿価額
二色の浜		13,206	7,518	△5,688	13,206
りんくうタウン		104,117	65,828	△38,289	97,007
阪南	産業用地	3,799	2,317	△1,482	3,084
スカイタウン	住宅用地	276	268	△8	276
計		121,398	75,932	△45,466	113,573

（注）評価額については、産業用地については平成 27 年 1 月 1 日現在の相続税路線価等を基準に算出し、住宅用地については鑑定評価額としている。

「(参考)帳簿価額」は減損会計適用後の帳簿価額である。

まち会計が所有する固定資産（土地）には、まち会計企業債発行分 1,110 億 800 万円と一般会計からの現物出資分 103 億 9,000 万円がある。

#### (4) 地域整備事業会計の廃止に伴い発行された第三セクター等改革推進債について

一般会計へ引き継がれた地域整備事業会計（公営企業会計）は、平成 24 年 4 月 1 日の引継の際、同会計の起債残高 471 億円の償還原資として同額の減債基金を積み立てるため、一般会計から 305 億円を充当したが、その財源の一部として地域整備事業会計の未処分地の時価相当額である 233 億円の第三セクター等改革推進債を発行した。土地については、一般会計への引継時に、いったん時価評価されているが、今後の時価の低下や売却の状況に留意を要する。

(5) 大阪府道路公社について

平成 27 年度末現在、府は大阪府道路公社に対して出資 911 億円及び貸付金 30 億円を投じているが、この他、府からの借入金を除く全額 744 億円（政府、地方公共団体金融機構及び市中金融機関からの借入金）に対する債務保証、及び市中金融機関からの道路整備事業資金借入金に係る利子補給のための補助金を交付するなどの財政的援助を行っている。

公社の有料道路事業は、料金徴収期間における収益と費用の差額によって、道路建設資金（借入金及び府からの出資金）を償還することとなっているが、平成 28 年 3 月に公表された「大阪府道路公社中期経営計画（平成 28 年度～平成 30 年度）」によれば、同公社 5 路線の平成 26 年度の実績交通量は事業計画の 77%（収入ベースでは 72%）の達成率であり、借入金の償還可能性について懸念されるところである。当該計画における収支見通しによれば、有料道路の通行料金徴収期間満了時の財源不足は 742 億円と試算されており、料金徴収期間の延長や更なる経費の削減等の措置を場合でも 402 億円の財源不足となり、出資金の一部が回収不能額となることが見込まれている。

なお、国土交通省は平成 29 年度より高速道路の料金体系を変更すると公表しているため、同公社の経営状況に与える影響について注視し、府の財政負担への影響について府民への適時適切な説明が必要である。

以上